

諮問第118号

諮問第百十八号

近年における侮辱の罪の実情等に鑑み、早急にその法定刑を改正する必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

侮辱の罪（刑法第二百三十一条）の法定刑を一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料とすること。